

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学支援金条例施行規則（令和 7 年名古屋市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(受給資格) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 条例第 3 条第 6 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額（申請者の保護者等が 2 人以上いるとき又は申請者の <u>親権</u> を行う者が配偶者を有するとき（申請	(受給資格) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 条例第 3 条第 6 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額（申請者の保護者等が 2 人以上いるとき又は申請者の <u>保護者</u> 等が配偶者を有するとき（申請者の

<p>者の親権を行う者が<u>当該配偶者</u>である場合を除く。)は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>親権を行う者が<u>1人</u>である場合に限る。)は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
---	--

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。